

浜松市防火基準適合表示制度実施要綱

平成28年 9月 6日 浜消局達第102号

(目的)

第1条 この要綱は、ホテル及び旅館等の不特定多数の者を収容する防火対象物の建築構造等への適合性も含めた防火・防災上の一定の基準に適合している旨を表示する制度(以下「表示制度」という。)により、防火対象物の関係者が防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置、維持管理等の促進を図るとともに、防火安全に係る情報を利用者等に提供し、その選択を通じて、ホテル及び旅館等の防火安全体制の確立を促すことを目的とする。

(表示制度)

第2条 表示制度は、ホテル及び旅館等の管理について権原を有する者の申出により、当該防火対象物が防火・防災上の一定の基準(以下「表示基準」という。)に適合することを認めた場合において、表示基準に適合している旨の表示(以下「表示マーク」という。)を交付し、及び掲出することにより行うものとする。

(表示対象物)

第3条 表示マークを交付する対象は、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「政令」という。)別表第1(5)項イ及び(16)項イ((5)項イに掲げる用途に供する部分が存するものに限る。)に掲げる防火対象物のうち、次の各号のいずれにも該当するもの(以下「表示対象物」という。)とする。

- (1) 消防法(昭和23年法律第186号)第8条の適用があるもの
- (2) 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの

(表示に係る申請)

第4条 前条に規定する表示対象物のうち、政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供する部分の管理について権原を有する者であって、表示マークの交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該表示対象物の所在する地域を管轄する消防署長(以下「署長」という。)に表示マーク交付(継続)申請書(第1号様式)により申請するものとする。

2 前項の申請は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)第12条第1項の規定に基づき実施した定期調査の報告書の写し(直近の定期調査の期間内に報告したものに限り)を添えて行うものとする。

なお、建基法第12条第1項の規定の適用を受けない表示対象物については、同項の

規定の例により表示基準に係る部分の調査を実施したことを確認することができる書類を添えて行うものとする。

(審査)

第5条 署長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、別表に定める表示基準により審査を行うものとし、表示基準適合検査表(第2号様式)により書類確認又は現地調査を行うものとする。

(表示マークの交付等)

第6条 署長は、前条の規定による審査の結果、表示基準に適合していると認めるときは、表示基準適合通知書(第3号様式)により申請者に通知するとともに、表示マークを交付するものとする。

2 署長は、前条の規定による審査の結果、表示基準に適合していないと認めるときは、表示基準不適合通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による表示マークの交付は、次の各号の種類に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 表示マーク(銀)(第5号様式)

表示対象物について、当該申請者に表示マークを交付していない場合

(2) 表示マーク(金)(第6号様式)

表示対象物について、当該申請者に表示マーク(銀)を3年間継続して交付している場合

4 第1項の規定にかかわらず、表示マークを継続して交付を受けようとする申請者からの申請に係る検査の結果、表示基準に適合していると認めるときは、基準適合通知書による通知のみを行うものとし、表示マークを継続して交付するものとする。

5 署長は、前項までの規定により表示マークを交付したときは、申請者から表示マーク受領書(第7号様式)を求めるものとする。

6 署長は、表示マークを交付したときは、表示マーク交付整理簿(第8号様式)に必要な事項を記録するとともに、速やかにその旨を表示マーク交付報告書(第9号様式)により消防長に報告しなければならない。

(表示マークの掲出等)

第7条 前条第1項の規定により表示マークの交付を受けた者は、当該表示対象物の主たる出入口その他見やすい場所へ表示マークを掲出し、及びホームページ等において表示マークの電子データを使用し、表示マークが交付されていることを掲載することができる。

(表示マークの有効期間)

第8条 表示マークの有効期間は、交付の日から起算して表示マーク(銀)は1年間、表示マーク(金)は3年間とする。

(表示マークの返還)

第9条 署長は、表示マークを交付した表示対象物が、次の各号のいずれかに該当した場合は、表示マークの交付を受けた者に対し、速やかに表示マーク返還請求書(第10号様式)により通知し、表示マークの返還及びホームページ等における表示マークが交付されている旨の掲載の中止を求めるものとする。

- (1) 表示マークの有効期間が終了した場合(第6条の規定による申請があり、表示基準に適合している場合を除く。)
- (2) 表示マークの交付を受けた者が当該表示対象物の管理について権原を有しないこととなった場合
- (3) 表示基準に適合しないことが明らかとなった場合
- (4) 表示対象物に該当しなくなった場合
- (5) ホームページ等における表示マークの使用に際して配布された表示マークの電子データを無断で転用した場合

2 署長は、前項の規定により表示マークを返還させる場合は、速やかに表示マーク返還報告書(第11号様式)により消防長に報告しなければならない。

(表示対象物の公表)

第10条 消防長は、表示マークの交付を受けている表示対象物について、次に掲げるところにより公表するものとする。

- (1) 浜松市のホームページへの掲載
- (2) 消防局及び消防署での閲覧

2 前項に規定する公表は、表示マーク交付対象物一覧表(第12号様式)によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、浜松市防火基準適合表示制度実施要綱(平成26年8月20日付け浜消防局達第83号)の規定により、交付され、又は申請された手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第3条関係）

表示基準

防火管理等	防火対象物の点検及び報告	消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の2の規定により点検及び報告が行われていること。又は、法第8条の2の3の規定により点検及び報告の特例の認定がされていること。
	防火管理者等の届出	消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）第3条第1項の防火管理者選任（解任）の届出及び第3条の2第1項の防火管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。
	自衛消防組織の届出	消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第4条の2の4に規定する防火対象物にあつては、法第8条の2の5第2項に規定する自衛消防組織設置（変更）の届出がされていること。
	防火管理に係る消防計画	防火管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。 1 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項 2 防火対象物についての火災予防上の自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項 4 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項 5 防火上の構造の点検及び維持管理に関する事項 6 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項 7 防火管理上必要な教育に関する事項 8 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事項 9 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項 10 防火管理について消防機関との連絡に関する事項 11 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関する事項に掲げる事項 12 1から11までに掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項

		<p>1 3 政令第 4 条の 2 の 4 に規定する防火対象物（同条第 2 号に掲げる防火対象物にあっては、同条第 1 号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。1 4 において同じ。）にあっては次に掲げる事項</p> <p>(1) 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項</p> <p>(2) 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関する事項</p> <p>(3) その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項</p> <p>1 4 政令第 4 条の 2 の 5 第 2 項の規定により、政令第 4 条の 2 の 4 の防火対象物につき、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、次に掲げる事項</p> <p>(1) 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関する事項</p> <p>(2) 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事項</p> <p>(3) 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事項</p> <p>(4) その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項</p> <p>1 5 防火管理上必要な業務の一部が防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている防火対象物にあっては、防火管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項</p> <p>1 6 その管理について権原が分かれている防火対象物にあっては、当該防火対象物の当該権原の範囲に関する事項</p> <p>1 7 省令第 3 条第 4 項に規定する強化地域（以下「強化地域」という。）に所在する防火対象物にあっては、次に掲げる事項</p> <p>(1) 大規模地震対策特別措置法（昭和 5 3 年法律第 7 3 号）第 2 条第 1 3 号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合における自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項</p> <p>(2) 大規模地震対策特別措置法第 2 条第 3 号に規定する地震予知情報及び警戒宣言の伝達方法に関する事項</p> <p>(3) 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関する事項</p>
--	--	--

		<p>(4) 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関する事項</p> <p>(5) 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関する事項</p> <p>(6) 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項</p> <p>18 消火及び避難の訓練の実施回数に関する事項（当該消火及び避難の訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）</p>
	統括防火管理者等の届出	法第8条の2の規定により、統括防火管理者の選任(解任)の届出及び防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。
	防火・避難施設等	法第8条の2の4の規定により、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について、避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理されていること。
	防災対象物品の使用	法第8条の3の規定により防災対象物品が使用されていること。また、当該防災対象物品に法第8条の3第2項、第3項及び第5項の規定に従って表示が付されていること。
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	法第9条の3に基づいて液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第1条の10第1項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合(法第9条の3第1項ただし書に規定する場合を除く。)には、その旨の届出がされていること。
	火を使用する設備等の位置、構造及び管理の基準等	浜松市火災予防条例(昭和37年浜松市条例第17号)第3章に規定する基準を満たしていること。
	指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準	浜松市火災予防条例第4章に規定する基準を満たしていること。
防	防災管理対象物	法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の

災 管 理 等	の点検及び報告	規定による点検及び報告が行われていること。又は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。
	防災管理者等の届出	省令第51条の9において準用する省令第3条の2第1項の防災管理者選任（解任）の届出及び第51条の8第1項の防災管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。
	防災管理に係る消防計画	<p>防災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項 2 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項 4 防災管理上必要な教育に関する事項 5 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事項 6 防災管理について関係機関との連絡に関する事項 7 5に掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項 8 1から7までに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項 9 政令第45条第1項に掲げる災害（以下この号において「地震」という。）による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定及び当該想定される被害に対する対策に関する事項 (2) 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項 (3) 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項 (4) 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関する事項

		<p>(5) 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に係る事項</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項</p> <p>10 政令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項</p> <p>(1) 政令第45条第2号に掲げる災害発生時における通報連絡及び避難誘導に関する事項</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、建築物その他の工作物における政令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関し必要な事項</p> <p>11 防災管理上必要な業務の一部が建築物その他の工作物の関係者及び関係者に雇用されている者(当該建築物その他の工作物で勤務している者に限る。)以外の者に委託されている建築物その他の工作物にあつては、防災管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該受託者の行う防災管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項</p> <p>12 その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の当該権原の範囲に関する事項</p> <p>13 避難訓練の実施回数に関する事項(当該訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。)</p>
	<p>統括防災管理者等の届出</p>	<p>法第36条第1項において準用する法第8条の2の規定により、統括防災管理者の選任(解任)の届出、建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。</p>
<p>消防用設備等</p>	<p>消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持等</p>	<p>消防用設備等又は特殊消防用設備等が、次に掲げるところにより、法第17条、第17条の2の5及び第17条の3並びにこれらに基づく命令の規定に従って、設置されていなければならないものとする。</p> <p>1 政令第10条第1項及び第3項の規定により、消火器、簡易消火器具が設置されていること。</p> <p>2 政令第11条第1項、第2項及び第4項の規定により、屋内消火栓設備が設置されていること。</p> <p>3 政令第12条第1項、第3項及び第4項の規定により、スプ</p>

	<p>リンクラー設備が設置されていること。</p> <p>4 政令第13条の規定により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されていること。</p> <p>5 政令第19条第1項、第2項及び第4項の規定により、屋外消火栓設備が設置されていること。</p> <p>6 政令第20条第1項、第2項及び第5項の規定により動力消防ポンプ設備が設置されていること。</p> <p>7 政令第21条第1項及び第3項の規定により、自動火災報知設備が設置されていること</p> <p>8 政令第21条の2第1項の規定により、ガス漏れ火災警設備が設置されていること。</p> <p>9 政令第22条第1項の規定により、漏電火災警報器が設置されていること。</p> <p>10 政令第23条第1項及び第3項の規定により、消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていること。</p> <p>11 政令第24条第1項から第3項まで及び第5項の規定により、非常警報器具又は非常警報設備が設置されていること。</p> <p>12 政令第25条第1項及び第2項第1号の規定により、避難器具が設置されていること。</p> <p>13 政令第26条第1項及び第3項の規定により、誘導灯及び誘導標識が設置されていること。</p> <p>14 政令第27条第1項及び第2項の規定により、消防用水が設置されていること。</p> <p>15 政令第28条第1項及び第3項の規定により排煙設備が設置されていること。</p> <p>16 政令第28条の2第1項、第3項及び第4項の規定により、連結散水設備が設置されていること。</p> <p>17 政令第29条第1項の規定により、連結送水管が設置されていること。</p> <p>18 政令第29条の2第1項の規定により、非常コンセント設備が設置されていること。</p> <p>19 政令第29条の3第1項の規定により、無線通信補助設備が設置されていること。</p> <p>20 1から19までの規定にかかわらず、政令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に</p>
--	--

		<p>供する設備等にあつては、引き続き、同項に規定する通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると消防長又は消防署長が認めた状況で設置されていること。</p> <p>2 1 1 から 2 0 までの規定にかかわらず、現に政令第 3 2 条の規定が適用されている消防用設備等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を消防長又は消防署長が認めた状況で設置されていること。</p> <p>2 2 1 から 2 1 までの規定にかかわらず、法第 1 7 条第 3 項に規定する特殊消防用設備等にあつては、同項に規定する設備等設置維持計画に従って設置されていること。</p> <p>2 3 1 から 2 2 までの規定にかかわらず、法第 1 7 条の 2 の 5 第 1 項の規定が適用される消防用設備等にあつては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の規定により、設置されていること。</p> <p>2 4 2 2 に掲げるもののほか、法第 1 7 条の 3 第 1 項の規定が適用される消防用設備等にあつては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する規定により、設置されていること。</p> <p>2 5 法第 1 7 条の 3 の 2 の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出を行い、消防機関の検査を受けていること。</p>
	消防用設備等の点検及び報告	法第 1 7 条の 3 の 3 の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告がされていること。
危険物施設等		<p>1 法第 1 0 条第 3 項の規定により、危険物が貯蔵され、又は取り扱われていること。</p> <p>2 法第 1 0 条第 4 項の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が設置されていること。</p> <p>3 法第 1 1 条第 1 項の規定により、許可を受けていること。</p> <p>4 法第 1 1 条第 5 項の規定により、完成検査を受けていること。</p> <p>5 法第 1 1 条第 6 項の規定により、譲渡又は引渡の届出がされていること。</p> <p>6 法第 1 1 条の 4 第 1 項の規定により、危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出がされていること。</p> <p>7 法第 1 2 条の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が維持されていること。</p> <p>8 法第 1 2 条の 7 第 2 項の規定により、危険物保安統括管理者</p>

	<p>の届出がされていること。</p> <p>9 法第13条第2項の規定により、危険物保安監督者の届出がされていること。</p> <p>10 法第13条第3項の規定により、危険物取扱者以外の者により危険物の取扱いが行われていないこと（甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会いのある場合を除く。）</p> <p>11 法第13条の23の規定により、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が、危険物の取扱作業の保安に関する講習を受講していること。</p> <p>12 法第14条の規定により、危険物施設保安員が定められ、製造所等の構造及び設備に係る保安のための業務が適切に行われていること。</p> <p>13 法第14条の2の規定により、予防規程の認可を受け、当該予防規程に定められた事項が適切に守られていること。</p> <p>14 法第14条の3の2の規定により、定期的に点検が行われ、その記録の作成及び保存がされていること。</p> <p>15 法第14条の4の規定により、自衛消防組織が設置されていること。</p> <p>16 2の規定にかかわらず、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第23条の規定が適用されている製造所等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び維持されていること。</p>
<p>建築構造等</p>	<p>定期調査報告</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第12条第1項の規定に基づく定期報告が行われていること。</p> <p>次に掲げる事項が、現行の建基法に適合（既存不適格として扱っているものは除く。）していること。</p> <p>1 建築構造 主要構造部の構造不適がないこと。（建基法第21条、第27条及び第35条）</p> <p>2 防火区画 縦穴区画が設けられ、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ破損等がないこと。（建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号。以下「建基令」という。）第112条第9項、第10項、第11項及び第14項（避難経路にあたらぬ昇降機の昇降路は、昭和56年建設省告示第1111号に示</p>

		<p>す仕様に適合していること。))</p> <p>3 階段 必要な数の直通階段、避難階段及び特別避難階段が設置され、その構造が適正であること。(建基令第120条、第121条、第121条の2、第122条及び第123条)</p>
避難施設等		<p>次に掲げる事項が、現行の建基法に適合(既存不適格として扱っているものを含む。)していること。</p> <p>1 屋根 建基法第22条及び第63条 2 外壁 建基法第23条から第25条まで及び建基法第64条 3 非常用エレベーター 建基法第34条第2項(建基令第129条の13の3) 4 排煙設備 建基法第35条(建基令第126条の2及び第126条の3) 5 防煙壁 建基法第35条(建基令第126条の3) 6 非常用の照明装置 建基法第35条(建基令第126条の4及び第126条の5) 7 非常用の進入口等 建基法第35条(建基令第126条の6及び126条の7) 8 壁 建基法第35条の2及び第36条(建基令第107条、第107条の2、第108条の3、第112条、第114条、第115条の2の2、第128条の3の2から第129条まで及び第129条の2の5) 9 天井 建基法第35条の2及び第36条(建基令第112条、第128条の3の2から第129条まで) 10 床 建基法第36条(建基令第112条、第115条の2の2及び第129条の2の5) 11 特定防火設備及び防火設備 建基法第36条(建基令第112条(建築構造等に掲げるものを除く。)) 12 避難施設 建基法第35条及び第36条(通路(建基令第120条及び第121条)、廊下(建基令第119条)、出入口(建基令第118条、第124条、第125条及び第125条2)、屋上広場(建基令第126条)、避難上有効なバルコニー(建基令第121条)及び階段(建基令第23条、第24条、第25条及び第123条) 13 敷地内の通路 建基法第35条(建基令第128条及び第128条の2)</p>

第1号様式(第4条関係)

表示マーク交付(継続)申請書

年 月 日

(あて先)
 浜松市 消防署長

申請者
 住所又は
 所在地 _____
 氏名又は
 名称及び
 代表者名 _____
 電話番号 _____

下記のとおり表示マーク(銀・金)の交付(継続)を受けたいので、浜松市防火
 基準適合表示制度実施要綱第4条の規定に基づき申請します。

記

防 火 対 象 物	所在地			
	名称			
	用途			令別表第1()項
	収容人員	管理権原	単一権原・ 複数権原	
	構造・規模	造 地上 階 地下 階	延べ面積 m ²	
交付年月日	年 月 日	交付番号		
特記事項				
受付欄		経過欄		

備考 印のある欄については、該当の 印にレを付けること。

第2号様式（第5条関係）

表示基準適合検査表

検査項目		判定
防火管理等	防火対象物の点検及び報告	適 不適
	防火管理者等の届出	適 不適
	自衛消防組織の届出	適 不適
	防火管理に係る消防計画	適 不適
	統括防火管理者等の届出	適 不適
	防火・避難施設等	適 不適
	防災対象物品の使用	適 不適
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	適 不適
	火を使用する設備等の位置、構造及び管理の基準等	適 不適
	指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準	適 不適
防災管理等	防災管理対象物の点検及び報告	適 不適
	防災管理者等の届出	適 不適
	防災管理に係る消防計画	適 不適
	統括防災管理者等の届出	適 不適
消防用設備等	消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持等	適 不適
	消防用設備等の点検及び報告	適 不適
危険物施設等		適 不適
建築構造等	定期調査報告	適 不適
	建築構造等（建築構造・防火区画・階段）	適 不適
	避難施設等	適 不適

備考 検査項目に係る消防法令又は建築基準法令の基準が当該防火対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。

第3号様式（第6条関係）

表示基準適合通知書

浜消 第 号 年 月 日			
様			
浜松市 消防署長 印			
年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、浜松市防火基準適合表示制度実施要綱第5条の規定に基づく検査の結果、同要綱に規定する表示基準に適合しているため、表示マーク（銀）・（金）を交付（継続）します。			
記			
防火対象物	所在地		
	名称		
	用途		
表示マーク 交付年月日	（初回） 年 月 日	表示マーク 交付番号	
	（継続） 年 月 日		
表示マーク 有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
特記事項			

第4号様式(第6条関係)

表示基準不適合通知書

浜消 第 号 年 月 日		
様		
浜松市 消防署長 印		
年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、浜松市防火基準適合表示制度実施要綱第5条に基づく検査の結果、当該要綱に定める表示基準に不適合であったので通知します。		
記		
防火対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	
不適合理由		
特記事項		

第5号様式（第6条関係）



表示マーク（銀）

- 備考 1 様式の大きさは、日本工業規格B4とする。
2 地色は濃紺色、その他のものは銀色とする。

第6号様式（第6条関係）



表示マーク（金）

- 備考
- 1 様式の大きさは、日本工業規格B4とする。
 - 2 地色は濃紺色、その他のものは金色とする。

第7号様式（第6条関係）

表示マーク受領書

年 月 日							
(あて先) 浜松市 消防署長							
受領者 住所又は 所在地 _____ 氏名又は 名称及び 代表者名 _____							
表示マーク（銀・金）を受領したので、今後、下記の事項を遵守します。							
記							
防火対象物	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">所在地</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">名 称</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">用 途</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	所在地		名 称		用 途	
所在地							
名 称							
用 途							
表示マーク交付年月日	年 月 日						
<表示マーク交付に伴う遵守事項> 1 表示マークは見やすい場所に掲出するものとし、可能な場合はホームページ等への掲載を行います。 なお、ホームページ等への掲載に際しては、配布された表示マークの電子データを必ず原データとして使用します。 2 表示マークは、破損等のないよう取扱いに注意します。 3 次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、表示マークを返還するものとし、また、ホームページ等に表示マークを使用している場合は、その使用をとりやめます。 (1) 表示マークの有効期間が終了するまでに交付申請を行わず有効期間が終了した場合 (2) 申請者が当該表示対象物の管理について権原を有しないこととなった場合 (3) 表示基準に適合しないことが明らかとなった場合 (4) 表示対象物に該当しなくなった場合 (5) ホームページ等への表示マークの使用に際して、配布された表示マークの電子データを無断で転用した場合 4 申請内容に変更があった場合は、管轄の消防署長へ当該変更の内容について通報します。							

備考 印のある欄については、該当の 印にレを付けること。

第9号様式(第6条関係)

浜 消 第 号
年 月 日

消 防 長 様

浜松市 消防署長

表 示 マ ー ク 交 付 報 告 書

下記の防火対象物について、表示マーク(銀)・(金)を交付(継続)したので報告いたします。

記

対 象 物	所 在 地			
	名 称			
	用 途			
申 請 者	住所又は所在地			
	氏名又は名称及び代表者			
交 付 年 月 日	(初回)	年 月 日	交 付 番 号	
	(継続)	年 月 日		
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			

備考 表示基準適合通知書の写しを添付すること。

第10号様式(第9条関係)

表示マーク返還請求書

浜消 第 号 年 月 日			
様			
浜松市 消防署長			印
<p>下記の防火対象物については、浜松市防火基準適合表示制度実施要綱第9条第1項に定める表示マークの返還事由に該当し、表示マークを掲出することが不相当と認められることから、速やかに表示マークを返還するとともに、ホームページによる使用等を取りやめるよう請求します。</p>			
記			
防火対象物	所在地		
	名 称		
	用 途		
表示マーク 交付年月日	年 月 日	表示マーク 交付番号	
返還事由			

第11号様式(第9条関係)

浜 消 第 号
年 月 日

消 防 長 様

浜松市 消防署長

表 示 マ ー ク 返 還 報 告 書

下記の防火対象物について、表示マーク(銀)・(金)を返還させるので報告いたします。

記

対 象 物	所 在 地			
	名 称			
	用 途			
申 請 者	住所又は所在地			
	氏名又は名称及び代表者			
交 付 年 月 日	年 月 日	交付番号		
有 効 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
返 還 の 事 由				

第12号様式(第10条関係)

表示マーク交付対象物一覧表

所在地	名称	表示マーク交付日	表示マークの有効期限	表示マークの種別